

被災中小企業再建支援事業費補助金 Q & A

補助金の目的

この補助金は、令和7年9月に発生した台風15号により被災した事業者の再建を支援するため、原状復旧に係る経費の一部を助成し、地域経済の持続可能性の回復を図ることを目的とします。

補助金の概要

補助対象者	以下の①、②の要件を満たす中小企業者及び小規模事業者 ①災害救助法が適用された10市町に事業所等を有し、台風により施設及び機械設備等が被害を受けたこと。 ②事業完了までに事業継続計画(BCP)又は事業継続力強化計画を策定すること。
補助対象経費	・施設の修繕費※1 ・機械設備の修理及び購入費※2 ・業務用車両の修理及び購入費
補助率	中小企業者：補助対象経費の1／2 小規模事業者：補助対象経費の2／3
補助上限額 補助下限額	上限額：200万円 下限額：50万円 (中小企業者：補助対象経費が <u>100万円を超えるもの</u> 。) (小規模事業者：補助対象経費が <u>75万円を超えるもの</u> 。)
その他	・原則、原状復旧に係る経費が対象になります。 ・製品在庫、仕掛品、材料等の被害は対象外です。 ・受取保険金額や消費税は対象経費から除いてください。 ・原則、他の公的補助制度を利用した経費は対象外(併用不可)です。

※1 施設・設備の修繕や入替にやむを得ず必要となる清掃費は補助対象となります。清掃のみで復旧が完了する場合には、補助対象とはなりません。

※2 資産計上されない備品、什器については、パソコンなどの電子機器等で、専ら業務の用に供すると認められるものののみ補助対象となります。

補助金を申請するに当たって

○自然災害等からの復旧・復興は、損害保険・共済等の自助の取組が原則となりますが、本事業は、台風15号の広域的な被害を鑑み、地域経済の早期の再建を図ることを目的として、特例的に措置された制度です。

○税金を財源とする補助金の執行に当たっては、必要な事務手続きや各種の制限がありますので、制度の趣旨や遵守事項等についてご理解いただきますようお願いします。

○事業者は、要綱等に従い誠実に事業を実施することが義務付けられており、不正・不当な行為は、補助金返還等の処分が科されますので適切な運用に努めてください。

お問い合わせ先

ご不明な点がありましたら、下記連絡先にお問い合わせください。

被災中小企業再建支援事業費補助金事務局【1/26から】
土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで

050-3816-1872

1	被災中小企業再建支援事業費補助金の内容.....	- 7 -
	【問 1】 どのような補助金か。	- 5 -
	【問 2】 既に施設等の復旧をした場合は補助対象となるか。	- 5 -
	【問 3】 いつまでに補助金申請をすればいいか。	- 5 -
	【問 4】 補助金の申請は、1回限りか。	- 5 -
	【問 5】 補助金の対象となる復旧は、いつまでに完了する必要があるのか。	- 5 -
	【問 6】 補助金が支払われるまでにどのような手続きが必要になるのか。	- 6 -
	【問 7】 補助金の申請は電子申請となっているが、インターネット環境がない事業者はどのように申請すればよいか。	- 6 -
	【問 8】 補助金の交付申請には、どのような添付書類が必要になるのか。	- 6 -
	【問 9】 個人事業主で開業届がない場合、補助金の申請時にどのような資料を提出すればよいか。	- 7 -
	【問 10】 補助金の申請には、必ず「罹災証明書」等が必要になるのか。	- 7 -
	【問 11】 被災した事業所が所在する自治体の罹災証明書等の発行期間が終了していた。また、被災当時の写真がなく、罹災証明書等を発行できなかった場合、どうすればよいか。	- 8 -
	【問 12】 「資産台帳」は必要になるのか。	- 8 -
	【問 13】 全ての被災状況について写真が必要になるのか。	- 8 -
	【問 14】 他の補助金との併用は可能か。	- 8 -
	【問 15】 県制度融資の「中小企業災害対策資金」を活用した場合は、本補助金の活用は可能か。	- 8 -
	【問 16】 交付申請時に保険金の受領額が不明な場合、どのようにすればよいか。 - 9 -	
	【問 17】 今回の補助金で復旧した施設等について、保険（共済）に加入する必要はあるのか。	- 9 -
2	補助対象事業者.....	- 9 -
	【問 18】 補助対象事業者の要件はあるのか。	- 9 -
	【問 19】 補助対象となる中小企業者、小規模事業者とは、どのような事業者か。 - 9 -	
	【問 20】 交付要綱様式第2号「雇用者数」はどのように考えればよいか。	- 10 -
	【問 21】 災害救助法適用の県内10市町に、事業所を有する必要があるのか。 ..	- 11 -
	【問 22】 申請は事業所単位で個別に行うのか。	- 11 -
	【問 23】 補助対象事業者とならない場合はあるか。	- 11 -
	【問 24】 法人が使用する施設の所有者がその法人の代表者個人となっている場合、補助金の交付申請は可能か。	- 11 -
	【問 25】 中小企業者、小規模事業者の判断はいつの時点で行うのか。	- 11 -
	【問 26】 農家などの1次産業を営む事業者は補助対象となるか。	- 12 -
	【問 27】 補助要件の「事業完了までに事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画を策定すること」とは具体的にどのようなことを指すのか。	- 12 -
	【問 28】 策定するBCPには定められた様式はあるのか。また、BCP策定にあたり参考となる手引き等はあるか。	- 12 -

【問 29】 静岡県 BCP モデルプラン（入門編）を策定・提出する場合、記載内容がどの程度であれば問題ないか。県で確認する際、多少の不備であれば問題ないか。 ... -	12 -
【問 30】 事業継続力強化計画の策定にあたっては、国の認定まで必要になるのか。 -	13 -
 3 極端な災害による被災時における事業運営の対応 -	13 -
【問 31】 極端な災害による被災時における事業運営の対応となる経費の範囲はどこまでか。 -	13 -
【問 32】 極端な災害による被災時における事業運営の対応となる経費はどのようなものがあるのか。 -	13 -
【問 33】 極端な災害による被災時における事業運営の対応となる経費はどのようなものがあるのか。 -	14 -
【問 34】 施設、設備等の規模が従前より大きくなつてもよいか。 -	14 -
【問 35】 設備の修理ではなく、設備の購入は補助対象となるのか。 -	14 -
【問 36】 被災前に地下に設定していた設備を、地上階に設置する場合、補助の対象となるのか。 -	14 -
【問 37】 振込手数料は補助の対象となるのか。 -	14 -
【問 38】 土砂の撤去等に要する経費は、補助の対象となるのか。 -	15 -
【問 39】 設備、機械等の点検経費は補助対象となるのか。 -	15 -
【問 40】 土地のかさ上げは補助対象となるのか。 -	15 -
【問 41】 エアコンのような電子機器や車両などは、補助対象となるのか。 -	15 -
【問 42】 パソコンを購入する場合、被災前より OS がバージョンアップしてしまっても大丈夫か。 -	15 -
【問 43】 リース設備等が被災した場合の修理費は、補助対象となるのか。 -	15 -
【問 44】 消耗品は補助対象となるのか。 -	16 -
【問 45】 器具や工具は補助対象となるのか。 -	16 -
【問 46】 陳列されていた商品は、補助対象となるのか。 -	16 -
【問 47】 風評被害等による逸失利益は、補助対象となるのか。 -	16 -
【問 48】 保険の対象となつた施設や設備、車両は、補助対象となるのか。 -	16 -
【問 49】 消費税の取扱いは、どうなるのか。 -	16 -
【問 50】 店舗兼住宅などの場合、どこまで補助対象とされるのか。 -	16 -
【問 51】 駐車場は補助対象となるのか。 -	17 -
【問 52】 資産計上されていない施設、設備、車両は、補助対象となるのか。 ... -	17 -
【問 53】 書類が紛失し、資産計上していたことが証明できない。 -	17 -
【問 54】 自社で実施した復旧工事経費は対象となるのか。 -	17 -
【問 55】 車両は補助対象になるのか。 -	17 -
【問 56】 車両の購入の場合、どのような手続きが必要か。 -	18 -
【問 57】 車両のオーディオ、ナビゲーションシステムなどの装備品は補助対象となるのか。 -	18 -
【問 58】 ローンやリースにより車両を復旧する場合には、補助対象になるのか。 ... -	19 -
【問 59】 リース期間満了後に買い取った車両で、所有者の名義変更を行っていない場合は補助対象になるのか。 -	19 -
【問 60】 事業用の賃貸物件が被災したが、補助対象となるのか。 -	19 -

【問 61】「被災前に所有していたこと」及び「業務用のみに用いていたこと」の証明 ができない（固定資産台帳への計上漏れ又は証拠書類（使用簿や保証書、写真等）の 紛失等）場合は、どうすればいいのか。 ..	- 19 -
4 補助金の変更交付申請.....	- 20 -
【問 62】どのような場合に変更交付申請が必要か。 ..	- 20 -
【問 63】交付申請時に予定していた設備と違う設備を導入することは可能か。 ..	- 20 -
5 実績報告.....	- 20 -
【問 64】実績報告書はいつ提出するのか。 ..	- 20 -
【問 65】精算額が増額となったが、補助金は増額となるのか。 ..	- 20 -
【問 66】発注書や工事契約書は提出が必要か。 ..	- 21 -
【問 67】実績報告書を提出してからどのくらいで補助金が支払われるのか。 ..	- 21 -

1 被災中小企業再建支援事業費補助金の内容

【問1】どのような補助金か。

(回答)

- 令和7年台風第15号（以下「台風15号」という）により被災された事業者の皆様の再建を支援するため、復旧経費の一部を補助するものです。したがって、原状回復（被災前の状態に戻す）に要する費用に対する補助を基本とします。
- 補助金の申請ができるのは、復旧を図る施設・設備の所有者となります。

【問2】既に施設等の復旧をした場合は補助対象となるか。

(回答)

- 台風15号により被害を受けた後、補助金の交付決定前に施設及び設備等の復旧を行った経費についても補助対象と認められる場合があります。
- ただし、写真や書類等で被災の事実が確認可能で、かつ、復旧の内容が適正であると認められる場合に限ります。

【問3】いつまでに補助金申請をすればいいか。

(回答)

- 本補助金は、下表のとおり申請期間を2回設けます。ただし、申請期限までに、支払及び納品まで完了する必要があります。

区分	1次募集	2次募集
申請期間	令和8年2月2日（月）から 令和8年3月10日（火）まで	令和8年5月8日（金）から 令和8年6月30日（火）まで
申請期限	令和8年3月10日（火）まで	令和8年6月30日（火）まで

【問4】補助金の申請は、1回限りか。

(回答)

- 各事業者1回限りの申請になります。
- 1次募集で補助金を申請し、補助金の交付を受けた事業者は、2次募集では申請できません。
- 1次募集の申請期間中に事業が完了しない見込みの事業者は、2次募集で申請をお願いします。

【問5】補助金の対象となる復旧は、いつまでに完了する必要があるのか。

(回答)

- 1次、2次募集とともに、申請期限までに事業を完了（納品、支払いまで）する必要があります。
- 申請期限までに事業が完了しない、又は、完了しないことが予想される場合は、事前に事務局までご連絡ください。
- クレジットカード払い、約束手形、小切手等による支払いの場合、申請期限まで口座からの支出（決済）が完了している必要がありますので、お気を付けください。

【問6】補助金が支払われるまでにどのような手続きが必要になるのか。

(回答)

○補助金の支払いまでの手続きは、次のとおりとなります。

①交付申請書の提出※ ¹	各事業者 ⇒ 事務局
②交付決定通知	県 ⇒ 各事業者
③復旧事業の着手※ ²	各事業者
④復旧事業及び支払いの完了	各事業者
⑤実績報告書の提出※ ¹	各事業者 ⇒ 事務局
⑥書類確認、現地確認	事務局、県
⑦補助金の交付額の確定通知	県 ⇒ 各事業者
⑧補助金の請求	各事業者 ⇒ 県
⑨補助金の支払い	県 ⇒ 各事業者

※1 交付申請書及び実績報告書は、電子申請システムによる提出となります。

※2 交付決定前であっても遡及適用され、補助対象となる場合があります。

○上記のとおり、復旧工事代金の支払い後に実績に応じて補助金が支払われますので、補助事業の実施に当たっては、資金計画など十分な検討を行ってください。

【問7】補助金の申請は電子申請となっているが、インターネット環境がない事業者はどのように申請すれば良いか。

(回答)

○原則、紙面での申請は受け付けません。

○ただし、インターネット環境がない事業者については、特別措置として例外的に紙郵送での申請を受け付けます。ただし、誤配達など事務局に申請書類が届かない恐れがあるため、必ず事務局に事前相談をしてください。

○インターネット環境はあるが、メールアドレスがない事業者は、メールアドレスを取得した上で電子申請してください。

【問8】補助金の交付申請には、どのような添付書類が必要になるのか。

(回答)

○補助金の交付申請に必要な主な添付書類は以下のとおりです。

①「法人登記簿謄本」又は「開業届」	法人登記簿謄本は、発行から3か月以内の履歴事項全部証明書。開業届は、税務署の受付印が押印されたもの。開業届がない場合には、 <u>台風により被害を受けた日以前</u> の事業実態が分かる資料（契約書や請求書等の写し）
②法人税申告書又は所得税申告書	直近過去1年分の各年又は課税所得が分かるもの
③罹災証明書、被災証明書、被災届出証明書	各市町で発行したもの
④印鑑登録証明書	発行から1年以内のもの

⑤口座振替通知登録申出書	県の定める様式
⑥振込先口座が確認できる預金通帳の写し	上記登録申出書の金融機関、口座番号、名義人、カナ名義等の分かるもの
⑦被災した施設等の所有を証する書類	施設：不動産登記簿、固定資産台帳など 設備、備品等：資産台帳など 車両：車検証、車庫証明書など
⑧被害状況が分かる写真	写真が無い場合は事務局にご確認ください
⑨復旧に要する経費を証する書類	見積書（申請時に契約、発注済みの場合は不要）、契約書又は発注書等
⑩B C P 又は事業継続力強化計画	既に策定済みの場合に提出
⑪事業継続力強化計画の認定通知書（写し）	事業継続力強化計画を策定している場合に提出
⑫株主名簿	大企業の出資を受けている場合に提出
⑬保険金の受取書類関係	受取保険金がある場合に提出
⑭廃車したことを確認できる書類	登録事項等証明書など
⑮修理不能な被災機械設備等一覧表	購入により復旧する場合に提出。機械設備等の仕様・性能等分かる資料（カタログ等）を添付
⑯施設の図面	施設を復旧する場合に提出

【問9】個人事業主で開業届がない場合、補助金の申請時にどのような資料を提出すれば良いか。

(回答)

- 個人事業主は、原則、所管税務署の受付印が押印された開業届を提出する必要があります。
- ただし、災害等により紛失した場合、令和7年1月以降に届出したため税務署の受付印が押印された控えがない場合など、税務署の受付印が押印された開業届がない場合もあります。
- その場合には、台風により被害を受けた日以前の事業実態が分かる資料（契約書や請求書等の写し）を提出してください。

【問10】補助金の申請には、必ず「罹災証明書」等が必要になるのか。

(回答)

- 今回の補助金は、台風15号により被害を受けた施設及び設備等の復旧に要する経費への支援のため、各市町が発行する「罹災証明書」、「被災証明書」、「被災届出証明書」などにより、被災状況を確認する必要がありますので、「罹災証明書」等の提出をお願いします。

【問 11】被災した事業所が所在する自治体の罹災証明書等の発行期間が終了している場合

た。また、被災当時の写真がなく、罹災証明書等を発行できなかつた場合、どうすればよいか。

(回答)

- 本補助金の申請には、被災の証明として、必ず各自治体が発行する罹災証明書等の提出が必要です。各自治体の発行期間が終了しており、発行できない場合は、各自治体の罹災証明書等を担当している部署にご相談した上で事務局に御連絡ください。

【問 12】「資産台帳」は必要になるのか。

(回答)

- 施設、設備、車両等の所有を確認する必要がありますので、補助金の申請を予定しているものについては、資産台帳等で所有を確認します。
○エアコンなど資産台帳で所有の確認ができないものについては、保証書や写真などにより所有が確認できれば、補助対象となる場合があります。

【問 13】全ての被災状況について写真が必要になるのか。

(回答)

- 原則として、補助金申請を行う施設、設備・備品、車両について被災箇所が分かる写真が必要です。すでに復旧済みなど、被害状況が分かる写真の提出ができない場合には、現状の写真に被害状況を補足するなど、被災状況が分かるように資料を整理して提出をお願いします。

【問 14】他の補助金との併用は可能か。

(回答)

- 同一の補助対象経費については、他の補助金等との併用はできません。
○ただし、下記に示すものはその限りではありません。
・被災事業者支援事業補助金（焼津市）

【問 15】県制度融資の「中小企業災害対策資金」を活用した場合は、本補助金の活用

は可能か。

(回答)

- 補助金の二重取りを避けるため、中小企業災害対策資金を活用した経費と本補助金を活用する経費を明確に区別できる場合のみ、本補助金の活用は可能です。
○なお、問 14 のとおり同一の補助対象経費については、他の補助金等との併用はできません。この点は中小企業災害対策資金も同様の取扱いです。
○既に制度融資を受けている経費に本補助金を充てる場合には、当該経費を内入れするなど、事業者の責任で対応してください。

【問 16】交付申請時に保険金の受領額が不明な場合、どのようにすればよいか。

(回答)

- 交付申請時に保険金の受領額が不明な場合は、保険金額を記載せずに申請し、実績報告時に保険金額を記載して報告してください。申請時にその旨を事務局に報告をお願いします。
- 補助金受給後に受領する保険金額が判明した場合には、事務局にご連絡ください。
- なお、保険金を受領したにも関わらず、虚偽の申請を行い、補助金を不正に受給したことが発覚した場合、交付決定を取り消し、交付した補助金を返還していただいた上で、加算金を徴収することになります。

【問 17】今回の補助金で復旧した施設等について、保険（共済）に加入する必要はあるのか。

(回答)

- 今回の補助金で復旧した施設等の「自然災害による損害を補償する保険・共済」への加入は義務ではありませんが、今後の災害に備え加入を御検討ください。
- ただし、事業継続計画(以下「BCP」という。) 又は事業継続力強化計画の策定を通じて、今後の災害に備える取組をする必要があります。

2 補助対象事業者

【問 18】補助対象事業者の要件はあるのか。

(回答)

- 台風 15 号により直接的な被害を受けた事業者で、災害救助法が適用された県内 10 市町に事業所等を有する中小企業者及び小規模事業者が対象となります。

適用市町	静岡市、伊東市、島田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御前崎市、菊川市、牧之原市、榛原郡吉田町
------	--

- 上記に加えて、事業完了までに BCP 又は事業継続力強化計画を策定することも補助対象の要件となります。

【問 19】補助対象となる中小企業者、小規模事業者とは、どのような事業者か。

(回答)

- 中小企業者、小規模事業者とは、中小企業基本法第 2 条第 1 項及び第 5 項及び商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成 5 年法律第 51 号）第 2 条第 3 項の定義により、下表に該当する会社及び個人事業者をいいます。

業種	中小企業者 (以下のいずれかを満たすもの)		小規模事業者
	資本金	常時使用する従業員の数	
①製造業、建設業、運輸業、その他 の業種（②～⑤を除く）	3 億円以下	300 人以下	20 人以下
②卸売業	1 億円以下	100 人以下	5 人以下
③サービス業	5,000 万円以下	100 人以下	5 人以下
④小売業	5,000 万円以下	50 人以下	5 人以下
⑤宿泊業及び娯楽業	5,000 万円以下	100 人以下	20 人以下

※當時使用する従業員の数は、被災した事業所だけでなく、事業者全体の数となります。
交付要綱様式第2号の「雇用者数」も事業者全体について記載してください。
なお、雇用者数の考え方については、Q Aの問20をご参照ください。

○社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、全ての組合は、対象外となります。

○下記に示す、実質的に大企業（中小企業基本法第2条第1項に規定する者以外の者をいう。）に支配されている者は対象外となります。

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

○資本金5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されている場合や直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える場合は対象外となります。

【問20】交付要綱様式第2号「雇用者数」はどのように考えればよいか。

(回答)

○交付要綱様式第2号の「雇用者数」は被災した事業所等だけでなく、事業者全体の常勤従業員です。常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定に基づく「予め解雇の预告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試みの使用期間中の者は含まれません。ただし、所定の期間を超えて引き続き使用される者はこの限りではありません。

○また、本事業では、以下の者は常勤従業員に含めないこととします。

- ・会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常勤従業員」に含める）
- ・個人事業主本人及び同居の親族従業員（別居の親族従業員は「常勤従業員」に含める）
- ・育児休業中、介護休業中、傷病休業中又は休職中の社員（法令や社内就業規則等に基づいて休業、休職措置が適用されている者）
- ・所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員（※）」の所定労働時間に比べて短い者（1日又は1週間の労働時間及び1か月の所定労働日数が、通常の従業員の4分の3以下である者。なお、ここでいう1か月とは、本補助金申請月の前月である。）

(※)本事業における「通常の従業員」とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断します。

【問 21】災害救助法適用の県内 10 市町に、事業所を有する必要があるのか。

(回答)

- 災害救助法が適用された県内 10 市町に事業所を有する事業者が対象になります。
- 事業所が対象地域外にあり、出張等で偶然に対象地域で営業車等が被災した場合の復旧費用は、補助対象外となります。

【問 22】申請は事業所単位で個別に行うのか。

(回答)

- 申請は事業者単位となります。同一の事業者が、対象となる複数の事業所の復旧費用を申請することは可能ですが、全てを合算した補助対象経費の補助上限は 200 万円、下限は 50 万円となります。

【問 23】補助対象事業者とならない場合はあるか。

(回答)

- 次の方は補助対象事業者になりませんので、ご注意ください。
 - ①暴力団又は暴力団員等に該当する者
 - ②公序良俗に反する事業を実施する者
 - ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者
 - ④県税に未納がある者

【問 24】法人が使用する施設の所有者がその法人の代表者個人となっている場合、補助金の交付申請は可能か。

(回答)

- 復旧整備する施設・設備について、補助金交付申請を行うことができるのは、原則、所有者に限られます。ただし、賃貸借契約書や使用貸借契約書等により、代表者個人と当該法人との貸付関係が確認できる資料があり、借主の修繕義務が明記されている場合は、申請することは可能です。

【問 25】中小企業者、小規模事業者の判断はいつの時点で行うのか。

(回答)

- 被災時点及び申請時点で判断します。

【問 26】 農家などの1次産業を営む事業者は補助対象となるか。

(回答)

- 1次産業を営む事業者（農業、林業及び漁業）は、原則補助対象外となります。
- ただし、当該事業者が加工業や販売業を行っている場合は、補助対象となる場合があります。補助対象となるかは、申請者が提出する履歴事項全部証明書等より総合的に判断します。
- なお、個人事業主は履歴事項全部証明書が発行されないため、開業届や青色申告決算書、事業計画書など、事業目的が分かる資料を提出する必要があります。

【問 27】 補助要件の「事業完了までに事業継続計画（BCP）又は事業継続力強化計画を

策定すること」とは具体的にどのようなことを指すのか。

(回答)

- BCP 又は事業継続力強化計画（国認定済みの計画）を交付申請時点で既に策定済みか、実績報告時点までに策定されていることを指します。
 - 本補助金の申請者は、いずれかの計画について、交付申請時又は実績報告時に提出する必要があります。
 - 交付申請時点で計画を策定しなくても補助金の申請は可能ですが、その場合は実績報告時に必ず提出してください。県が計画策定を確認できない場合には、補助金を交付しません。
- ※BCP 及び事業継続力強化計画の策定に当たっては、最寄りの商工会議所・商工会にご相談ください。

【問 28】 策定する BCP には定められた様式はあるのか。また、BCP 策定にあたり参考と

なる手引き等はあるか。

(回答)

- BCP の提出様式は任意ですが、今後の災害に備えるため、実効性のある計画を策定してください。交付申請又は実績報告時において、県が計画の内容を確認します。
- 参考となる手引きや様式として、県では静岡県 BCP モデルプラン（第4版）、静岡県 BCP モデルプラン（入門編）を公開しているので、参考にしてください。

【問 29】 静岡県 BCP モデルプラン（入門編）を策定・提出する場合、記載内容がどの

程度であれば問題ないか。県で確認する際、多少の不備であれば問題ないか。

(回答)

- 実効性のある計画を策定すべきであるため、静岡県 BCP モデルプラン（入門編）を活用する場合は、フォーマットの記載例程度の内容で策定してください。
- 本補助金では、県は BCP の内容を審査する訳ではないため、誤字・脱字程度の不備で差戻しすることはありません。ただし、記載がほとんどない、記載すべき事項が空欄であるなど、計画として体をなしていない場合は、差戻しさせていただく場合があります。

【問 30】事業継続力強化計画の策定にあたっては、国の認定まで必要になるのか。

(回答)

- 事業継続力強化計画については、策定した計画を国（経済産業大臣）に申請し、認定を受けてください。本補助金の交付要件として、国の認定を受けた計画及び認定通知書（写し）を提出する必要があります。
- なお、国の審査の標準処理期間は45日間となりますので、事業継続力強化計画を策定予定の申請者は、国の審査期間を考慮した上で、計画を策定してください。
- 制度概要や申請方法の詳細は、中小企業庁のホームページを御確認ください。

3 補助対象経費

【問 31】補助対象となる経費の範囲はどこまでか。

(回答)

- 台風15号で損傷し、継続使用が困難となった施設・設備等の復旧に要する経費で、再建に必要不可欠な、次の経費が対象となります。

区分	内 容
施 設	事務所、工場、事業場、倉庫、店舗等の修繕に要する経費
設 備	償却資産として計上する機械設備の修理・購入に要する経費
車 両	業務用のみに使用すると認められる車両の修理・購入に要する経費

- 修理が可能な場合は、修理による復旧となります。
- 設備、車両の購入には、被災した設備が修理不能であるとの証明又は修理費が購入費より高額であるとの証明が必要になります。
- 設備、車両の購入にあたっては、被災した施設、設備、車両と同等の規模や機能、性能であることの証明が必要です。
- 施設・設備の修繕や入替にやむを得ず必要となる清掃費は補助対象とします。
清掃のみで復旧が完了する場合には、補助対象とはなりません。

【問 32】補助対象外になる経費はどのようなものがあるのか。

(回答)

【補助対象経費でないものの例】

- 消費税及び地方消費税
- 風評被害等による逸失利益
- 従業員へ支払う給与
- 店舗兼住宅の場合の住宅部分
- 製品在庫、仕掛品、材料、陳列されていた商品等
- リース料、賃料
- 被災状況調査等の事前調査や点検費用
- 仮設店舗や応急措置等の仮復旧費
- 寮などの福利厚生施設
- オークションや競売、個人売買による購入にかかる経費（問55参照）
- 汎用性が高く、他に転用される可能性が高い事務用品・事務機器（机、椅子等）
- 消耗品、ソフトウェア等の無形資産
- 振込手数料（先方負担の場合は、補助対象経費から振込手数料分を除く）

【問 33】補助額に上限や下限はあるのか。

(回答)

- 補助金の上限額は200万円です。中小企業者（補助率：1/2）の場合、補助対象経費の合計額は400万円が上限となり、小規模事業者（補助率：2/3）の場合、補助対象経費の合計額は300万円が上限となります。
- 補助金の下限額は50万円です。中小企業者（補助率：1/2）の場合、補助対象経費の合計額が100万円を超える場合に申請が可能です。小規模事業者（補助率：2/3）の場合、補助対象経費の合計額が75万円を超える場合に申請が可能です。

【問 34】施設、設備等の規模が従前より大きくなってもよいか。

(回答)

- 施設、設備、車両の復旧に当たっては、従前の規模や機能、性能と同等以下であることが必要です。

【問 35】設備の修理ではなく、設備の購入は補助対象となるのか。

(回答)

- 設備が修理できない場合には補助対象となります。交付申請時に要領別紙様式第1号を提出し、県が認めた場合にのみ設備の購入ができます。
- なお、従前設備が古いなど、同一の設備や同等品が入手できない場合には、「現在入手できる設備の最低限の性能（被災前と同等でなくても可）」のものに限り、補助対象とすることができます。
- また、見積比較により、修理費用より購入費用が安価となる場合にも補助対象となります。この場合は、専門業者による見積書等、購入費用が安価であることが証明できる書類を提出してください。

【問 36】被災前に地下に設定していた設備を、地上階に設置する場合、補助の対象となるのか。

(回答)

- 「原状回復」には、調達した当時には予見できなかった「欠陥」や「瑕疵」からの回復も含むと考えられることから、被災前と同様に地下に設置すると、災害が発生する都度、設備が故障することとなり、期待された機能が発揮されないこととなるため、地上階への設置も補助の対象とします。
- ただし、地下から地上階への運搬及び床の補強等の追加工事等に係る経費は補助の対象なりません。

【問 37】振込手数料は補助の対象となるのか。

(回答)

- 振込手数料は補助対象にはなりません。
- 振込手数料は、自己負担により補助対象経費に加えて相手方に支払ってください。

【問 38】土砂の撤去等に要する経費は、補助の対象となるのか。

(回答)

- 土砂の撤去、産業廃棄物処理、防カビ処理のみを補助の対象とすることはできません。

【問 39】設備、機械等の点検経費は補助対象となるのか。

(回答)

- 点検経費のみを補助の対象とすることはできません。

- ただし、設備等の修理に付随する場合は、補助対象となります。

【問 40】土地のかさ上げは補助対象となるのか。

(回答)

- 施設、設備等の復旧費用を対象としているため、かさ上げ等の土地の造成に要する費用については補助の対象外となります。

【問 41】エアコンのような電子機器や車両などは、補助対象となるのか。

(回答)

- 資産計上されていない備品、什器は原則として補助対象外ですが、電子機器や車両などについて、「被災前に所有していたこと」及び「業務用のみに用いていたこと」が証明できれば、補助対象となることがありますので、個別に事務局までご確認ください。

- なお、ソフトウェアは、補助対象となりません。

- また、業務外での使用が確認された場合は、補助金交付後であっても補助金返還の対象となります。

【問 42】パソコンを購入する場合、被災前より OS がバージョンアップしてしまっても

大丈夫か。

(回答)

- 本補助金は、原状回復に要する費用に対する助成を基本とするものですが、調達した当時から技術や市場の変化があり、現時点での技術や市場に照らして同等と言えるものの回復も含みます。

- 公式のサポート終了など、バージョンアップ後の OS が現在の市場等に照らして、一般的であると言える場合は、原状回復として整理し、補助対象となることがあります。 【例】Windows10 → Windows11へのバージョンアップ

【問 43】リース設備等が被災した場合の修理費は、補助対象となるのか。

(回答)

- リース設備等を業務用に供していることが認められれば、補助の対象となります。その場合には、リース契約書等でユーザー側が修理義務を負うことを確認します。

【問 44】消耗品は補助対象となるのか。

(回答)

○消耗品は補助対象となりません。

【問 45】器具や工具は補助対象となるのか。

(回答)

○器具や工具は、資産計上されており、業務用のみに使用していたものであれば、補助対象となります。なお、汎用性のある器具や工具、FAX やプリンター等の複合機は、補助対象とならない場合もありますので、事前にご確認ください。

【問 46】陳列されていた商品は、補助対象となるのか。

(回答)

○陳列されていた商品や在庫品、仕掛け品や原材料などは補助対象とはなりません。

【問 47】風評被害等による逸失利益は、補助対象となるのか。

(回答)

○逸失利益のような間接被害は対象にはなりません。

【問 48】保険の対象となった施設や設備、車両は、補助対象となるのか。

(回答)

○保険の対象となった施設等も補助対象となります。ただし、当該施設等の復旧に係る経費から当該施設等に支払われる保険金額を控除した額が補助対象経費となります。

○したがって、復旧費用の全てを保険金で賄えた場合は、補助対象になりません。

○なお、被災により保険金の請求ができるにも関わらず、請求を行わない場合には、当該物件については、補助対象外となり、補助金を申請することはできません。

【問 49】消費税の取扱いは、どうなるのか。

(回答)

○消費税分は補助対象とはなりませんので、消費税を除いて申請してください。

【問 50】店舗兼住宅などの場合、どこまで補助対象とされるのか。

(回答)

○復旧の対象となる施設が、店舗兼住宅など事業用以外の用途にも使用されている場合は、その事業用部分のみ（面積按分）が補助対象となります。補助対象部分は、利用状況、図面等により特定します。

○復旧に要する見積金額を、「事業用のみ」、「非事業用のみ」、「その他」に分類し、事業用面積比率などにより、補助対象経費を積算します。

【問 51】駐車場は補助対象となるのか。

(回答)

- 駐車場は、事業用資産として計上している場合は、補助の対象となります。ただし、従業員駐車場などは福利厚生施設に該当し、対象とはなりません。
- また、月極駐車場や時間貸しの駐車場については、対象とはなりません。

【問 52】資産計上されていない施設、設備、車両は、補助対象となるのか。

(回答)

- 資産計上されていない施設等であっても、売買契約書、購入業者等からの証明書などにより所有が確認できる場合は、補助の対象となる場合があります。
- なお、補助金により復旧した施設、設備、車両については、復旧後に資産計上する必要があります。

【問 53】書類が紛失し、資産計上していたことが証明できない。

(回答)

- 資産計上され、所有していたことを確認する必要があります。税務申告書に資産台帳が添付されていることがありますので、所管する税務署又は担当税理士等にご相談ください。
- なお、証明できない場合は、個別に事務局にご確認ください。

【問 54】自社で実施した復旧工事経費は対象となるのか。

(回答)

- 自社で復旧工事を行った場合も補助対象となります。申請者自身の利益を除く必要があります。したがって、自社復旧の場合の対象経費は、復旧のために購入した材料費等（工具類、消耗品等除く）の実費のみとなり、人件費等は含みません。
- 調達した資材等については、原価証明書等により調達原価であることを証明する必要があります。

【問 55】車両は補助対象になるのか。

(回答)

- 資産計上されており、外形的に業務上使用されていることが明確なもの（企業名が車体に印刷されている場合、保険契約が事業用になっている場合など）については、補助対象となることがあります（非事業用との按分により資産計上されている場合には、対象外となります）。
- 運行記録や業務日報、任意保険の使用目的設定が「事業使用」となっているなど、事業用のみに使用していることを複合的に確認します。
- 業務外利用の可能性のあるものについては、補助対象外となります。
- 業務外での使用が確認された場合は、補助金交付後であっても補助金の返還が求められます。
- 所有者が申請者本人である必要があります（車検証等で確認）。

【問 56】車両の購入の場合、どのような手続きが必要か。

(回答)

- 被災車両は原則修理ですが、修理不能となった場合には、販売店や修理工場等から修理不能の証明書を入手し、被災車両の永久抹消登録の手続きを行うことで、被災車両と同等品以下の新車又は中古車の購入費用を補助対象とすることができます。
- 新たに購入する車両は、所有者が申請者本人であることを確認します。
- なお、中古市場に出回るもの（下取り）は、修理可能という判断になるので購入による復旧はできません。
- 修理可能な車両についても、「修理費用」と「下取り適用後の購入価格（同等品以下の新車又は中古車の購入費用）」を比較し、「下取り適用後の購入価格」が安価な場合は、「下取り適用後の購入」による復旧も補助対象とすることができます。
- 「下取り適用後の購入価格」に比べて「修理費用」が安価にもかかわらず、既に購入により復旧を行った場合は事務局にご確認ください。
- 購入に当たっては、被災前の資産を復旧することから、被災前に新車で調達したものは新車でも中古車でもまいません。なお、被災前に中古で調達したものについては、原則中古での復旧となります。
- 被災前に中古で調達したにもかかわらず、新車での復旧を行った場合は事務局にご確認ください。
- 購入車両は、被災した車両と同等品以下の車両となります。同等品以下の車両の判断は、排気量のみではなく、積載量、運搬可能量など、車の性質（乗用、貨物、特殊など）に応じて総合的に確認します。なお、同等品以下と判断できない場合は、購入費用そのものが対象外となります。
- 車両購入の際の補助対象経費は、車両本体（補助対象となる装備品を含む）の価格のみで、自動車取得税、重量税、登録費用等の法定費用は補助対象外となります。
- 値引きがある場合は、値引き額全額を差し引いて補助対象経費を算出します。
- オークションにて購入した車両は、業者向けオークションで購入し、かつ市場価格と比較して安価である場合にのみ例外的に補助対象とします。購入車両と同等品の市場価格が分かる資料を提出してください。

【問 57】車両のオーディオ、ナビゲーションシステムなどの装備品は補助対象となる

のか。

(回答)

- 被災前の車両に装備されており、業務で使用されるものについては、補助対象となります。※書面等で被災前の車両に装備されていたことが確認できる場合に限る。
- 自動ブレーキの標準化など、車両の主流の変化やメーカーの違いにより同一の設定が無い等の事情により一部の機能・性能が上がってしまうようなケースについては、設備比較証明書等により、総合的に同程度の水準と判断されれば補助対象となる場合があります。

【問 58】 ローンやリースにより車両を復旧する場合には、補助対象になるのか。

(回答)

○補助の対象となるには、申請者が車両の所有者であることが必要になります。そのため、ローンやリースによる復旧は、支払いが申請期限までに完了しない場合は、補助対象外となります。

○ただし、交付申請時点で既にローン等により購入済みの車両は、繰上げ返済を行い、自己所有の車両として資産計上する場合には補助対象となります（違約金、手数料等は補助対象となりません）。

【問 59】 リース期間満了後に買い取った車両で、所有者の名義変更を行っていない場合は補助対象になるのか。

(回答)

○本来であれば所有を証する書類として車検証等を提出する必要がありますが、名義変更していない場合には、被災車両を所有していることが証明できる書類を提出してください。申請者の所有が明らかである場合にのみ補助対象となります。

【問 60】 事業用の賃貸物件が被災したが、補助対象となるのか。

(回答)

○被災時に事業用として貸付していた施設等で、当該貸付物件を復旧後も継続して事業用に供する場合には、補助対象となります。

【問 61】 「被災前に所有していたこと」及び「業務用のみに用いていたこと」の証明が

できない（固定資産台帳への計上漏れ又は証拠書類（使用簿や保証書、写真等）の紛失等）場合は、どうすればいいのか。

(回答)

○この補助金は、原則、固定資産台帳に計上されている機械設備が対象となります。そのため、資産計上されていない機械設備は補助対象外となります。本来計上すべき機械設備（取得価格が10万円以上で、1年以上使用するもの）を過失により、計上漏れしていた場合は、その機械設備の所有及び業務使用の状況を証明することにより、補助対象となる場合があります。

○証拠書類の紛失等により、所有等の証明ができない場合は、経営指導員や購入業者、メンテナンス業者、取引先等の第三者からの確認をもって、所有等の証明とする場合もありますので、事前に事務局までご連絡ください。

○なお、補助金により購入した機械設備は、購入後、固定資産台帳へ計上する必要があります。

4 補助金の変更交付申請

【問 62】どのような場合に変更交付申請が必要か。

(回答)

○次の①、②に該当する場合には、変更交付申請が必要です。

- ①補助事業の内容に著しい変更が生じる場合
- ②補助対象経費の減少額が 20%を超える場合

○変更交付申請が必要になる可能性がありましたら、事前に事務局までご相談ください。

【問 63】交付申請時に予定していた設備と違う設備を導入することは可能か。

(回答)

○交付申請時の設備が導入できなくなったなど、特別な事情が生じた場合には変更可能です。

○なお、内容や金額に変更が生じる場合は、事前に事務局までご相談ください。

5 実績報告

【問 64】実績報告書はいつ提出するのか。

(回答)

○1次募集については、令和8年3月10日（火）までに全ての補助事業が完了し、全ての支払い（及び納品）が終わった上で、交付決定日から令和8年4月10日（金）までに提出してください。

○2次募集については、令和8年6月30日（火）までに全ての補助事業が完了し、全ての支払い（及び納品）が終わった上で、交付決定日から令和8年7月31日（金）までに提出してください。

○実績報告書の提出があり次第、補助金の交付額確定・支払いを行いますので、交付決定時点で事業が終了している事業者は、上記の期限にかかるわらず、速やかに実績報告書の提出をお願いします。

○実績報告書の提出後、現地確認する場合がありますので、必ず控えをご用意ください。

【問 65】精算額が増額となったが、補助金は増額となるのか。

(回答)

○交付決定額が補助金支払いの上限額となりますので、精算額が増額となっても、補助金額は増額にはなりません。

○なお、精算額が減額となった場合は、改めて補助金額を算出し、補助金額の確定を行います。

【問 66】発注書や工事契約書は提出が必要か。

(回答)

- 工事金額が少額の場合など、書面にて契約を交わしていない場合は改めて契約書を作成する必要はありません。発注書等、既存の書類で必要なものの写しを提出してください。
- ただし、工事の実績を確認するための写真（施工前、施工後）や請求書、領収書等の支払いを確認する書類は必要となります。
- なお、応急処置済みなど、被災状況が分かる写真が無い場合には、現状の写真に被災時にどのような状態であったか、また、どのような応急処置を行ったのか等の補足説明を記載してください。

【問 67】実績報告書を提出してからどのくらいで補助金が支払われるのか。

(回答)

- 補助金の交付までには、実績報告書の提出後、1～2か月程度を要します。
- 実績報告書の提出後、書類審査（必要に応じて現地確認）を行い、補助金額を確定し、補助金の交付額確定通知を行います。その後、確定通知に基づき補助金の請求をしていただき、補助金の支払いになります。
- なお、年度末など実績報告書の提出が集中する時期には、通常よりも時間を要する場合があります。

この補助金は、以下の規程に基づき交付されるものです。

- ・静岡県補助金等交付規則
- ・被災中小企業再建支援事業費補助金交付要綱
- ・被災中小企業再建支援事業費補助金実施要領

申請にあたっては上記規程のほか、この「Q & A」や「申請手引き」を確認し、誤りのないよう御留意ください。

◆問い合わせ先

静岡県被災中小企業再建支援事業費補助金事務局

住 所：〒160-0022

東京都新宿区新宿 2-3-13 大橋ビル8階

電話番号：050-3816-1872 ※対応時間：午前9時から午後5時まで（土日・祝日除く）

E-mail：shizuoka.shien@bt.cc.jp